

タイトル	EU中小企業政策の戦略的展開について：『EU小企業憲章』の策定とその背景から
著者	山田，誠治
引用	季刊北海学園大学経済論集，52(2・3)：31-44
発行日	2004-12-25

《論説》

EU 中小企業政策の戦略的展開について

—『EU 小企業憲章』の策定とその背景から—

山 田 誠 治

はじめに

1990年代から21世紀にかけて、既に国内の工業化をなし遂げた、いわゆる先進資本主義国は、いくつかの例外が存在し、かつ高低の差が存在するとはいえ、20世紀後半の高度成長が低成長へと大きく転換し、その中で新たな構造的変化の方向をこの21世紀に入っても模索し続けている。

この転換は、国内の主要大企業を中心としたいわゆる独占資本が、多国籍化しながらグローバル戦略を展開するなかで、国内産業構造の再編が進行し、また、程度の差や多様な類型があるとはいえ福祉国家の「限界」や財政危機という問題も表面化し、さらに新興工業国・地域からの追い上げとソ連型社会主義諸国の自壊に伴う「市場経済化」が、これらの先進資本主義国の経済政策へも影響する中で、いわゆるフォーディズムからポスト・フォーディズムへ、と言われるような「新しい成長モデル」、すなわち、20世紀の高度成長をリードした資本蓄積モデルから、新しい資本蓄積の方向を模索することが、これら先進資本主義国の共通の課題となりつつある。

同時に、様々な面でのグローバル化が進行する中で、各資本主義国の諸類型とそのパフォーマンスの相違が顕在化して注目を浴びることになるとともに、逆に1990年代の情報ネットワーク化を軸に成長しながらその姿を変えつつある「ニューエコノミー」の展開、

というアメリカモデルが一つの普遍的なスタイルであるかのように世界中に浸透しつつある。

この新しい資本蓄積の方向は、先進資本主義国のみならず新興工業国も含め、より世界的に普遍的なものとして拡大しつつある中で、1つの共通する潮流として、中小企業が新しい成長方向の担い手として、また様々な課題の克服を担いうる存在として、世界的に注目されるに至っている。実際、近年のOECDやILOなどの国際機関においても、中小企業に対する技術革新、雇用創出などに注目する報告、課題提起がなされ、巨大企業がグローバル展開する中で、ある意味で各国国民経済の「多数派」としての中小企業を、産業面、地域経済面、社会政策面、そしてジェンダー的な問題など、経済社会の様々な面で中小企業が担える役割を再認識し、特に、中小企業の企業家的な役割に注目し、ニューエコノミーの推進力の1つとして中小企業を政策的に支援する方向が、多様なレベルから追求されるようになったのも、近年の世界的な傾向である¹。

本稿では、その中でもEUにおける中小企業への注目とその展開の背景について考察し、とりわけ、その中でグローバル化とIT化が進展する中でのEU中小企業政策の台頭とその体系化、特にその集約点としての『EU小企業憲章』の策定の背景について考察し、情報化が進展する21世紀現代資本主義におけ

る中小企業戦略の欧州的な特徴について考えることとする²。

1. EU 経済の現状と競争力の低下

(1) 単一市場経済化の中での低成長

まず、1990 年代の EU の現状について『EU 単一市場とヨーロッパの将来：モンティ報告』から簡単に概観しておこう³。

このモンティ報告は、「独立の専門家に三十八の綿密な研究を依頼し、自らも企業へのアンケート調査を組織し」、「単一市場の潜在力を研究したかの有名な 1988 年のチェッキーニ報告の作業の二倍に相当する」膨大な研究の報告であり、単一市場化が進行中の EU 経済の状態をありのまま分析している。とりわけ個別的産業分野の分析の展開では、市場経済化そのものの効果というものが企業行動を中心にどのような影響を与えるのか、いかに理論的なモデルと実態が合致したり乖離したりするかについての分析がなされており、この意味でも興味深い報告となっている⁴。

ここで語られている単一市場化の狙いは、簡潔に言うと、貿易障壁の除去によって、競争を促進し、コストと価格を引き下げ、それによって需要を刺激し、企業には規模の経済を得るための効果関連投資を促す、というもので、いわゆる市場メカニズムの機能に依拠しながら、「サプライサイドの最大の実習」として欧州経済の活性化を図ろうとするものである⁵。

しかしながら、単一市場化を決定した 1992 年以後、EU の将来について、「実行には当初予測されていたよりも時間がかかっている。また、ヨーロッパの企業の競争力に対する効果はまだ完全には実現されていない」とし、「単一市場計画を取り巻いていた最良の希望も最悪の恐れも、ともに現実化しなかったということは明らかである」として、

その到達点が充分でないことについて、かなり率直に評価している⁶。

この報告の中で、特に、EU 経済での企業の行動に注目した分析では、1991-2 年の単一市場実現を目指す多くの措置がなされたその時期に需要は減退に向かい、「危険を冒してでも事業拡大を進めようという企業の熱意は冷めてしまった」と指摘している。その結果、EU 企業家の「アニマル・スピリット」が鈍らされ、EU 経済は「単一市場への調整過程において解放された諸資源を別の形で投入するのに困難をきたし」、企業家の行動が慎重になっていった、と分析し、企業の積極的な行動の立ち遅れが自覚されることになるのである⁷。

また、1980 年代末からの総付加価値で測った企業の平均規模が縮小している現象(1981-1986 年には 11%、1986-91 年には 13%)に注目し、「大量生産の重要性を減じる新たな技術または労働様式の導入」がその要因としてあり、「皮肉なことに、規模の経済がそれほど重要とはみなされず」、逆に「単一市場による変化に対する感受性も限られていると考えられていた他の諸部門において企業の平均的規模が拡大した」と分析し、規模の経済の活用の内実は、マーケティング、ブランド開発および研究開発への投資と結び付いているとし、規模の経済の機能は期待どおりには発揮されず、より付加価値を高める分野への投資の必要性が高まっている点に注目するのである⁸。

この点、同報告では、当初の市場メカニズムの拡大の基底にある「規模の経済性」による効率化、成長、という方向についての認識が一定見直されていることが注目され、また、一方で付加価値を大きくするための部門—それは知識を軸としたものであるが—その面での強化の必要性が認識されていることが伺え、この面からの企業家の行動の活性化の必要性も分析されている、と言え、サプライサイド

側の質的な変化が求められる内容になっていると考えられる。これが、後のイノベーション政策への注目へとつながる方向を示唆しているのである。

(2) イノベーション・グリーンペーパーより

単一市場化にもかかわらず、低成長を克服できない原因を分析する中、特にアメリカの1990年代のIT化（アメリカでは、2000年に入って『デジタルエコノミー』として情報化の進展に伴う成長モデルが構築され、景気変動がなくインフレーションも伴わない成長の方向として「ニューエコノミー」が体系化された）との比較で、イノベーションに注目した報告として、1995年の『イノベーション・グリーンペーパー』がある。この報告においては、イノベーションを促進するために、「ヨーロッパの戦略について偽りのない到達した見地にまで及ぶ」分析が必要としており、その中では、マーストリヒト条約締結後のヨーロッパのイノベーションを巡る立ち後れについて具体的に分析されており、当時のEU委員会の評価が以下のように率直に示されている⁹。

a. 「窮屈な上着の中でのイノベーション」

まず特徴的なことは、この報告では欧州のイノベーションの現状について、比喩的に次のように表現している。「伝統的なヨーロッパは、疑り深く、ヨーロッパ企業はリスクに対してしり込みしがちである。イノベーターはやっかい者と見られる。イノベーターは、最初は攻撃を受け、それだけでなく、その創造性に対し、うんざりするほど妨害が続くことに直面する。そして、既存のお役所風の手続きについて争うことは、決闘をしているように感じになる」と、ヨーロッパのイノベーションについての消極的な姿勢を、このように表すのである¹⁰。

b. 「欧州のパラドックス」

特に、興味深いのは、「欧州のパラドックス」とされた科学研究と商業利用とのギャップについての指摘である。

このペーパーでは、そもそも主要な競争相手（米日）の科学的活動と比較して、EUはその活動面で卓越している面があるにもかかわらず、最近15年間は、エレクトロニクスや情報技術などの先端技術部門での技術的商業的活動は低下していた、と認識し、特に情報エレクトロニクス分野での立ち遅れについて指摘している。そして、ヨーロッパの大きな弱点の一つは、技術研究と技能をイノベーションと競争力の優位性に結実させていく点の弱さにある、とし、この劣位は、グローバルなレベルでの研究努力を応用していく、という点で、特に対抗している競争相手と比べて際立って遅れているとするのである。

このギャップは、まず、GDPに占めるヨーロッパの研究開発支出のパーセンテージの低さにも表れ、1993年では2%で、例えばアメリカの2.7%や日本の2.9%と比べても低く、そして、研究のような累積した長期間の活動にとって、この規模でのギャップは決定的である、としている。そして特に強調しているのが、ヨーロッパの企業と政府は、研究開発努力が商業用の利用に首尾よく向かうように転換する必要がある、無形の投資に資金を投下し、これが競争力、成長、雇用の未来にとって決定的な要素になる、として、研究開発資金の拡大とその戦略的な展開の必要性について、その方向性を定めるのである¹¹。

そして、「ハンディキャップと障害になっているのは、努力の調整、人材、私的公的な金融、そして法律や規制をめぐる環境なのである」として、次の4点を原因として列挙している。

第一に、研究開発への不十分な投入量であり、研究開発支出の面で、先述のように主要

な競争相手である米日と比べてGDPに占める研究開発費が少なく、研究開発労働者の点でも、EU共同体では、労働人口の1000人に4人が研究技術者であるが、アメリカでは8人、日本は9人であり(1994年の『成長・競争力・雇用白書』より)、労働力投入でも研究開発で他と遅れていると指摘している。

第二に、研究開発資金が投じられる分野が幅広く、無駄にしており、米日のように競争力につながる限られた分野に優先的に資金を投じていない、として、研究開発の投入が分散的であることが問題であると指摘している。

第三に、あまりに産業向けの研究が過少である、として、主要な競争相手と比べて産業向けの研究の規模が小さいこと、特に、ヨーロッパにおける企業内での民間研究開発の少なさについて問題を指摘している。

第四に、技術やその将来性に対する期待が少なく、新しい技術が展開することに対する認識が社会全体で浅い、ということにも言及している¹²⁾。

このペーパーでは、その他の点についてもより詳細な分析を加えているが、基本的には、以上のような認識に基づき、ヨーロッパに求められるのは、イノベーションの導入に向けた研究開発の明確な方向性をもたせること、そして戦略的な展開が必要であること、と強調しており、ここで指摘されている内実は、ヨーロッパでの企業家的な能力そのものの低さである、と言える。そして、この課題が次の「リスボン戦略」へと展開していくことになるのである。

2. 「リスボン戦略」

「リスボン戦略」は、2000年3月の特別欧州理事会で決定され、1999年の単一通貨ユーロの成功裡の導入、マクロ経済レベルでの好調さを背景にしながら、今後10年間、

経済のグローバル化と知識主導型経済社会の到来、という方向を受け、それが人々の生活を変化させ、急激なEU経済の移行をもたらす、として、EU拡大も視野に入れながら、こうした方向に社会の概念と価値を一致させる形でこの変化を創造していく、というもので、いわばIT化とグローバル化に対応した経済社会の変革に向けた欧州連合の戦略の策定と言えるものである。

「リスボン戦略」の経済政策の柱は、「競争的で、ダイナミックな、そして知識を基盤とする経済への移行の準備」として、第一に、社会のすべての情報化を推進する、第二に、欧州研究領域とイノベーションを確立する、第三に、革新的な経済金融制度を導入する、第四に、人材への投資と社会的排除への闘いを通じて欧州社会モデルを近代化する、というものである¹³⁾。

(1) 経済の近代化(Modernization)と欧州社会モデル

欧州社会モデルの近代化は、中小企業への環境の整備と強く関連している。すなわち、人々に投資をし、社会的な排除とも闘争する中で、よりダイナミックな福祉国家を構築し、そのためにも知識経済、ニューエコノミーへの移行を各自に進めていく、という戦略を掲げ、この構造的な改革の方向の中で、欧州で長期にわたって深刻であった失業問題の打開を中小企業のイノベーションと雇用創出に期待するのである。

具体的には、

1. 知識社会における生活・労働のための教育と訓練

これは、具体的には、階層別に、また、若者も含む失業者、就業者ともに、急速な変化でリスクにさらされることを克服するため、人的な資本への投資を年々拡大することを求めている。

2. より多くより高質な労働を追及する積極的労働力政策

ルクセンブルグプロセスで掲げられたように、持続的な失業者の削減を追及するために、各レベルでの政策目標を明確にし、エンプロイアビリティの改善と技能ギャップの解消、欧州社会モデルの基本要素である生涯を通じた学習、これに高い優先順位を与え、労働時間の柔軟化やジョブ・ローテーションの中で生涯学習とその適応性を現代化するという課題を掲げ、特にサービス業の雇用の増大を提起している。

3. 社会的保護の現代化

これは、知識経済にふさわしいものにするため、労働の報酬を確かなものにし、高齢化社会の中でも長期的に維持可能な制度にし、社会的な参加とジェンダー・イコールを追求する、というものである。

4. 社会的参加の促進

貧困ライン以下の人々、そして社会的排除のもとにある人々の数は受け入れがたいものがある、として、知識経済では、相当な潜在力が開発され、社会的排除が解消されていく可能性があるとして評価しながら、雇用の増加と社会参加の拡大につなげる方向に期待を寄せるのである¹⁴。

以上が、欧州社会モデルの近代化の概要である。

特徴的なことは、人的な資本への投資を中心に、知識基盤型経済の方向に向けて、人材の育成を図っていかうとする点にあり、能力の開発を軸としながら、新しい社会環境に向けての労働力化・労働力率の向上を政策的に積極的に推進していかうとしているところである。同時に、欧州の平等の確保という問題意識から、ジェンダー・イコールや若年労働力、高齢者などの社会的排除を防ぎ、その参加を促している点にもその特徴がある。この流れの中で、社会政策の転換が図られ、また中小企業についてもこれを政策的に位置

づけることになるのである。

(2) 開業とイノベティブなビジネス、特に中小企業に相応しい環境の創出

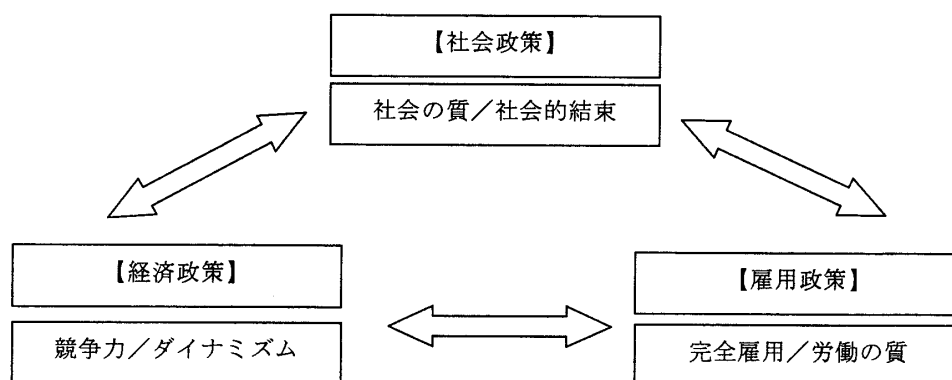
このリスボン戦略では、中小企業については、競争力を強化し、イノベティブなビジネスを展開し、特に中小企業の開業と発展のため、それにふさわしい環境を創出することを目標とし、一項目を柱に掲げている。その柱とは、ベンチマーク作業を踏まえて、金融、リスクキャピタルの整備、革新的な事業展開を容易にするような環境の整備、各種規制緩和を推進していくこと、そして、『EU 小企業憲章』を制定することも盛りこみ、戦略の中で中小企業に重要な役割を課していくことになるのである。

3. 社会政策の転換

この「リスボン戦略」の提唱を受けて、「新しい欧州」を構築するという目的で、2000年から2005年の社会政策の行動計画も策定されている。その中で、中小企業の位置づけを明確にしているのは、生産要素としての社会政策の役割を強化する、という、欧州社会政策の転換ともいえる位置づけの変化である¹⁵。

「社会的な原因のもとでもたらされた否定的な結果を最小限にする」かぎりでは、EUの構造変化を進めていくことができる、という過去の社会政策の考え方に対して、これからは、将来に向けての欧州社会モデルの「近代化」(“modernization”と表現されている)を追及し、人々への投資によって、公正と連帯という欧州の社会的価値を存続しながら、経済的成果を改善することに力点を置く、とするのである。

その施策の柱は、労働力率を高めて完全雇用を実現していくことであり、そのための戦略の中心は、雇用、企業家精神と労働生活の



出所：EU Commission, Communication from the Commission to the Council, the European Parliament, the Economic and Social Committee and the Committee of the Regions: *Social Policy Agenda*, Brussels 28. June 2000, p.6.

図1 社会政策・経済政策・雇用政策の相互依存関係

品質の向上, 特に, ジェンダー, 低技能, 低賃金雇用など, これらの課題を追求しながら, 知識基盤経済をめざしてエンプロイヤービリティを向上させ, 技能ギャップを削減し, 特に, 生涯にわたっての学習やeラーニング, 科学技術教育を導入する, としている。

そして, こうした戦略の中に, 企業家精神と雇用創出の促進, 特に開業とイノベティブなビジネス, その担い手としての中小企業の役割に注目するのである。その上で, 社会経済も含めたサービス部門の開発, 特にサービス分野における雇用の創出の障壁を取り除き, 枠組み条件を確立し, 機会均等を優先しながら, これらの包括的なアプローチのもとで, 欧州社会モデルの近代化を図ろうというものである¹⁶。

図1は, その関係を簡略化して示したものである。このポリシー・ミックスは, 効果的に経済と社会の進歩の循環を創出し確立していかうとするものであり, これらの政策は相互に依存していることを考慮すべきであるとし, 相互により発展的に各政策を最大限強化することを追求すべき, としている。そして社会政策, 雇用政策を経済政策と結びつけ, 欧州的な社会的結束も追及しながら, そのための人的資本, 企業家精神などの強調, 競争のダイナミズムによる企業・産業の新たな創

出によって, 雇用の確保を図ろうというものである¹⁷。

以上のような, 競争力問題, イノベーションの展開の遅れなどの企業政策の問題, 科学技術政策の問題, そして失業問題の克服も人的な資本の発展という政策的展開によって, 社会政策的課題と経済政策的課題を同時に克服しようとするのが, 「リスボン戦略」以来の欧州の新しい戦略であり, その中に中小企業が位置づけられることになるのである。その一つの集約点が, 次の『EU 小企業憲章』である。

4. 『EU 小企業憲章』とその特徴

「リスボン戦略」の中では, 『小企業憲章』の策定が提唱され, 2000年, 21世紀に入っでのEU 中小企業政策の一つの集約点として『EU 小企業憲章』が欧州理事会によって, 決定された。

(1) ニューエコノミーへの欧州中小企業の対応

少し長くなるが, その冒頭の文章を紹介しよう。

「小企業は, 欧州経済の背骨である。雇用の決定的

な源泉であり、ビジネスアイデアの苗床である。小企業が最上位の課題にすえられた時にのみ、欧州をニューエコノミーへ導く努力が成功するのである。

小企業はすべてのビジネス環境の変化に最も敏感である。小企業は、過度の官僚機構の荷重が課せられると最も被害を受ける。そして、官僚的形式主義を断ちきり、成功に報酬を与える方向に導かれれば、進取の精神が生まれ、繁栄することができるのである。

持続可能な経済成長と、より多くの雇用、そしてさらに崇高な社会的連帯を達成するため、EUは世界で最も競争的で力強い知識基盤経済を築く、という目標がリスボンにおいて設定された。

小企業は、ヨーロッパにおいて、イノベーション、雇用、社会的・地域的統合の主要な推進力として考慮されねばならない。

したがって、小企業と企業家精神のために可能な限り最良の環境が創出される必要があるのである。」¹⁸

これが、EU 小企業政策の戦略についての冒頭の宣告である。

一見すれば判るように、「リスボン戦略」が目標とする「新しい欧州」、すなわち、「持続可能な経済成長」「より多くの雇用」「偉大な社会的連帯」というこれまでの欧州の社会経済的なアプローチと、「ニューエコノミーへと導く努力」とを平行しながら追及していることが判る。先の「リスボン戦略」の具体化がここに現れていると言えよう。

(2) 小企業認識の転換

それでは、『EU 小企業憲章』が提唱している行動指針はどういうものであるか、ここに紹介しよう。

「【行動指針】

以上を達成するために、われわれは

- ・新しい市場の需要に反応し、仕事を供給する上で、小企業のダイナミックな能力を認識するこ

と

- ・社会と地域の発展を促すためにも進取の気性と参加活動の好例として活動している小企業の重要性を強調すること
- ・企業家精神は、価値のある、さらに生産にとても生命となる技能であることを、あらゆる責任ある層において認識すること
- ・成功した企業家を褒め称え、それは公正な報酬を受けるに値するものと考えること
- ・信頼のできる進取の気性、そして、リスクを負うこと、それには失敗が伴うことを考慮すること、そして、失敗は、学習機会として重要なことであるとみなされること
- ・ニューエコノミーにおける知識の価値や参加、柔軟性について評価すること

EUにおける小企業の状況から、企業家精神を鼓舞するために行動すること、また、既存の手段を評価しなおすこと、さらに、必要な場合には、それらを小企業に相応しいものに変更すること、そして政策立案者が小企業の必要について考慮することを保証しなければならない。この目的を達するために、われわれは以下のことを誓約する。

- ・EUのビジネスをさらに前進させるための挑戦に立ち向かうイノベーションと企業家精神を強化すること
- ・企業家的行動の着手につながる規制、財政、管理のフレームワークを構築し、そして、企業家の状態を改善すること
- ・公共政策で最も優先される目的は、最小の負担しか求められない基盤の上で市場にアクセスすることを保証すること
- ・最高の研究・技術にアクセスすることを容易にすること
- ・企業のライフサイクルのすべての段階において、金融へのアクセスを改善すること
- ・EUは世界で最良の環境を小企業に提供することを目的にし、われわれの行動を絶えず改善していくこと
- ・小企業の声に耳を傾けること

- ・トップクラスの小企業の支援を促進すること」¹⁹

以上が、『EU 小企業憲章』で示された行動指針である。

この指針の特徴は、多くの分野で小企業に対する認識を自己も含めて転換させることを要求していることである。「ダイナミックな能力の認識」「社会と地域の発展を促すためにも小企業の重要性を強調すること」「企業家精神を……あらゆる責任ある層において認識すること」「企業家を褒め称え」ること、失敗についての評価を「学習機会として重要なことであるとみなされること」「知識の価値や参加、柔軟性について評価すること」と、すべて、欧州各層での中小企業に対する認識の問題を強調している。欧州における中小企業への認識を、先述のようなニューエコノミーとそれを促す企業家精神の発揮へ適応させ、社会的な評価・認識の転換を促すことを強く宣告するのである²⁰。

(3) 具体的な行動方針とその特徴

さて、上述のような指針を受けて、行動の方針は、次の 10 項目が掲げられている。それをすべて紹介しよう。

「【行動方針】

この憲章を確かなものにすることによって、われわれは以下の行動方針で協力し、小企業が必要とすることに考慮を払う

1. 企業家精神のための教育と訓練

ヨーロッパは、できるだけ若い年齢から企業家精神と新しい技術を育てる。ビジネスと企業家精神についての幅広い知識は、あらゆる学校のレベルで教えられなければならない。具体的な一連のビジネス関係の知識については、中等教育やカレッジ、総合大学での教育体系において必修の構成科目にされなければならない。

われわれは、より若い企業家の努力を励まし、鼓舞するなかで、小企業の経営者のための適切な訓練

体系を開発しなければならない。

2. 安価ですみやかな開業

会社をスタートアップさせるコストは、世界で最も競争的な方向になるよう進展させられるべきである。新規開業の手続きに最も時間がかかる国々や最も負担の重い国々は、最短最軽の国に追いつくことを促すべきである。また登録のためのオンラインアクセスが増加されるべきである。

3. より改善された法制と規制

各国の破産法は良好な行動という観点から評価されるべきである。ベンチマーク作業から学習することによって、われわれは現在の EU の実践を改善する方向に導くことになるだろう。

国内、そして共同体レベルでの新しい規制は、小企業と企業家精神への影響を評価しながら排除されるべきである。可能な限り、国内規制と EC 規制は簡素化されるべきである。政府はユーザーフレンドリーな管理文書を採用すべきである。

小企業は、特定の規制義務を免除される。そして、この方向に沿って小企業が申請する際の負担を削減するために、EU 委員会は競争法制を簡素化することができる。

4. 技能の有効活用

われわれは、企業内の訓練体系に補足されながら、小企業の必要に適應できる技能の供給を確かなものにし、生涯の訓練とコンサルタント業を提供するように、訓練機関がより堅実なものになるように努力する。

5. オンラインアクセスの改善

公共機関は、小企業セクターの電子コミュニケーションの増加を急速に促進していくべきである。例えば、簡単に情報オンラインと繋がり、各企業がアドバイスを受けたり、申請を行ったり、税の返還を申請したりすることを、より速くより安くできるようにするだろう。この分野でも、EU 委員会は具体的な事例にもとづいてリードしなければならない。

6. 単一市場からの利益の享受

小企業は進行中である欧州経済の改良からその恩恵を感じている。したがって、小企業にとって使いやすい、そして、E コマース、通信、電力、公的部

門の調達、国境を越えた決済システムも含む小企業が発展するために重要な領域において、EU の真の内部市場を完成させるために、EU 委員会と加盟国は進行中の改革を追求しなければならないのである。

同時に、公正な条件のもとでの新市場への参入と競争は、どの機会においても小企業に与えられなければならない、それを確かなものにするため、ヨーロッパ全体と各国家の競争の規則は厳格に適用されなければならない。

7. 税制と金融問題

税制システムは、成果報酬、開業の促進、小企業の拡大、そして雇用創出に相応しいものに適合されるべきものであり、そして、小企業の誕生と継続を容易にするものであるべきである。加盟国は最良の税制を取り入れ、個人の行動を刺激することを実践すべきである。

企業家精神には、意欲を現実化するために資金を必要とする。小企業の金融サービスへのアクセスを改善するために、われわれは以下のことを行なうだろう。

- ・ヨーロッパ横断的な資本市場を創出し、「金融サービス行動計画」と「リスクキャピタル行動計画」の実行のため、何が障害かを確認し、取り除く。
- ・信用とベンチャーキャピタルへの適切なアクセス状況を創出し、銀行システムと小企業の間を改善する。
- ・構造基金へのアクセスを改善し、開業と先端技術企業への資金利用を増大させるため、エクイティ資金も含めた欧州投資銀行による指導力の発揮を歓迎する。

8. 小企業の技術能力の強化

われわれは、小企業への技術の普及を促進することを目的とした既存の計画を強化し、同時に小企業の能力に応じて技術を確認し、選別し、適応させていく。

われわれは、異なった規模の企業間、とりわけ欧州の小企業間での技術の共同と共有を促進し、知識と技術を商業利用することに基準を定めたより効率的な研究プログラムを開発し、そして、小企業向けの品質を保障し認証していくシステムを開発し適用

する。小企業にとって、確実に共同体特許が有効かつアクセスが簡単になるようにすることが重要である。

われわれは、小企業と高等教育機関および研究機関との間、また同様に、小企業の企業間、地域間、国家間、そして欧州と国際的なレベルでのおのおの間の共同において小企業が積極的に参加することを促進する。

したがって、小企業間での情報技術を強化し、共同の合意が広がるような最大限の実践を行い、全ヨーロッパ市場に参入し、さらに第三世界の市場にまで活動できるよう小企業の能力を改善するために小企業の共同を構築し、こうした行動を通じて、国民的、また地域的なレベルの企業間クラスターや企業間ネットワークを発展させるという目的が、全欧州的な共同利用になるまでに支えられるべきである。

9. e ビジネスモデルの成功とトップクラスの小企業の支援

EU 委員会と加盟国は、ニューエコノミーにおいての真の繁栄を小企業にもたすため、小企業が最良の実行を適用し、成功裡にビジネスモデルを適用できることを促進すべきである。

われわれは、簡単に理解でき、ビジネスの必要性にとって適切と考えられる情報・ビジネスの支援システム、ネットワークとサービスアクセスを創出するため、加盟国と EU の行動を調整するだろう。それは、ウェブサイトを通じてのものも含み、EU 規模において、相談相手やビジネスエンジェルからガイダンス・支援へ確実にアクセスできるものを実現し、さらに、欧州中小企業観測所をより発展させる。

10. EU 内、さらに国内でのより強力で効率的な中小企業の利益の表現の発展

われわれは、社会的対話を通じることも含め、小企業の利益が EU と国家レベルでどの程度表現されているか、その調査を完成させるだろう。

われわれは、国民的な企業政策での協調を、オープンな方法を用いることを通じ、この目標に向けて前進させることを決意する。「企業と企業家精神の多年度プログラム」、「経済改革のカーディフプロセス

ス」、「雇用政策のルクセンブルグプロセス」、他の共同体のプログラムとその推進は、この目的のために利用される。われわれは、問題提起を意図した EU 委員会レベルでの報告の発刊を、春季のサミット時に毎年行い、進捗状況を調査し評価をする。

われわれは、われわれがさらに力強く学習するために、継続的に、かつ世界の最高のものを念頭におきながら、進捗状況を評価できる効果的な指標を用い、小企業に影響を与えるあらゆる分野においてよりよい実践を求め続け、われわれ自身の状況を持続的に改善していくことを達成していくものである。」²¹

以上が、その方針である。

この行動方針の内容の特徴は、第一に、人的な面への政策の展開である。知識基盤経済への展開、という点で、「1. の企業家精神の強調」や「4. 技能の有効活用」に見られるとおり、社会各層の教育訓練のあり方を問う内容になっており、先の欧州のイノベーションに対する風土を改革することも含め、社会構造全体に影響を与えるような点が入り入れられている。

第二に、主に中小企業経営の環境整備と多様なレベルにおける中小企業の取り扱いの優先度の向上を掲げており、ある意味ではそれほど資金を投下しなくても済むソフト面での整備が中心になっていると言える。

ヨーロッパ中小企業白書によると、1990年代初めまではベンチャーキャピタルやビジネスエンジェルなど創業支援の資金供給制度の整備が先行しながら、1990年代半ばからは、新設企業の行政事務手続き簡素化ならびに負担の軽減のための政策の導入が進展しており、さらに自営業志向の醸成のための政策の導入も急速に進展している、としている。そして、創業に対する外部サポートについての変化についても、企業設立・育成の面で、国家による補助金などの直接的な介入は EU 各国ではますます制限されるようになってき

ており、直接的な介入のかわりに簡単で費用も安く済む企業登記手続きや行政事務上の負担の軽減化など、創業に有利な環境の整備、ならびに情報、アドバイス、コンサルティングの提供といった方向に転換しつつある、としており直接的な政策介入でなく、あくまで環境整備が中心となる所以がここにある、とも言えるのである²²。

第三に、行政制度の簡素化を中心とした官僚機構からの負担の解消と各種のアクセスの簡素化を、ネットワークを通して追求する、という点である。いわゆる規制緩和を軸としながらの方向であり、中小企業に対する直接的な行政からの中小企業の負担軽減という、統合進展下の EU 特有の簡素化と評価することができる。

以上のように、『EU 小企業憲章』は、「憲章」とはいえ、その項目はかなり具体的であり、実務的・技術的な問題の解決も含め、知識基盤型経済、ニューエコノミーへの中小企業の適応、または推進力としての期待をこめたその環境づくりを基礎として構成されていることが解る。競争力問題、イノベーションの展開、それと社会政策的な課題などの解決を、「リスボン戦略」を軸としながら、中小企業政策そのものを、方向性をもたせながら統合化を進めようとするもの、と評価することができるのである。

5. 『EU 小企業憲章』のその後

(1) 進み始めた各国の創業の取り組み

以上のような『EU 小企業憲章』の提唱とその具体的実践の中で、欧州各国での企業設立促進の状況、また創業後の存続支援の分野での政策の主要政策目標と政策手段の展開については、各国ごとで到達の違いはありながら、徐々に小企業の活性化は進展している。表1は創業に関する政策手段を採用した国が、国別にその政策手段が開始された時期を示し

表 1 欧州 19 カ国で現在実施中の企業設立促進ならびに創業後の存続支援の分野の政策における主要政策目標および政策手段

政策目標	政策手段	1980 年 以前	1981- 1985 年	1986- 1990 年	1991- 1993 年	1994- 1997 年	1998- 1999 年	2000- 2001 年	現在 計画中
新設企業の行政事務手続き簡素化ならびに負担の軽減	創業段階に関連した事務手続き上の負担軽減（行政関連事項、情報サービス等についてのワンス・トップショッピング（統一窓口）化）					A,DK,FIN,F,D,I,NL,P,E	A,D,L,P,E,S,IS,NO	A,FIN,D,EL,S,UK,CH	A,D
事業破綻の際に職歴に対して発生する影響の軽減	破綻経験のある起業家による企業新設許容、ないし破綻の未然回避を可能にするような破産法の改正			IRL	FIN	B,NL	D,EL,L,NL	A,D,L,UK	A
事業移管の助長	法改正、税金の減税措置ないし事業移管の奨励策					FIN,IRL,E	A,B,F,D	A,FIN,D,I	FIN,L
中小企業の創業を支援する資金供給制度の整備	ベンチャーキャピタルファンド、シードキャピタルファンド、ビジネスエンジェルズ、メザニン・ファイナンス、参加型融資、参加型クレジットなどの奨励策	FIN,D,L	FIN	FIN	FIN,I,UK	A,B,FIN,D,IRL,NL,E,S,UK	A,B,DK,FIN,F,D,IRI,I,L,EUK,IS,CH	A,NIP,E,NO,CH	IRL
高度な技術革新能力を備えた中小企業の創設	企業家育成施設の整備、ハイテク・高生産性産業創設のための金融手段（シード・キャピタル、ベンチャーキャピタルなど）	FIN	I	IRL	I	FIN,D,IRL,S	A,DK,D,EL,L,NL,UK,IS	A,NL,P,UK,CJ	D,IRL
特に若年層、労働市場から排除されるリスクの高い社会層・地域における自営業志向の醸成	若年層、女性、失業者による企業新設に対する奨励策			FIN,D,I,E	A,IRL,S	A,DK,FIN,D,I,NL,P,E,S,UK	A,B,F,D,IRL,P,EUK	A,FIN,P	L

注：国名の略号は以下のとおり

A オーストリア B ベルギー DK デンマーク D ドイツ EL ギリシャ E スペイン
 F フランス FIN フィンランド IRL アイルランド I イタリア L ルクセンブルグ
 NL オランダ P ポルトガル S スウェーデン UK 英国 IS アイスランド
 LI リヒテンシュタイン NO ノルウェー CH スイス

出所：財団中小企業総合研究機構編『ヨーロッパ中小企業白書第 7 年次報告 2002』、同友館、2003 年、287 頁より。

たものである。各国のプログラムが非常に多様であるので、この表はそのすべてを網羅したものではなく、最重要なものに限定されて作成されたものである。詳細な分析は省略するが、フィンランドのように早くから中小企業の創業を支援する資金供給制度を整備していた国に続いて、1990 年代の後半から、各

国において、なんらかの創業を促進するための政策が導入されつつあることが解る²³。

(2) 念入りな政策評価

EU 中小企業政策研究の第一人者である三井逸友氏が指摘するように、EU の政策評価には、日本と異なって緻密なものが確認でき

るが²⁴、『EU小企業憲章』も、各国ごとに毎年度、先の十の行動方針について報告がなされている。しかも年々、報告の内容も量的に拡大しており（詳しくは、EUのWebページ、http://Europa.EU.int/comm/enterprise/enterprise_policy/charter/#European）において、『EU小企業憲章』後の進捗状況の報告がなされているので参照）、ヨーロッパ中小企業白書の充実とともに、体系的に政策展開が把握できる状況が整備されつつある。

(3) 科学技術政策への中小企業の取り組み

また、『EU小企業憲章』の提唱後の2002年の欧州科学技術政策においても、中小企業について特に枠組みを設け、積極的に位置づけていこうとしている。第6次フレームワーク事業（The 6th Framework Project 以後FP6と略）は、これまでのEU技術開発政策の蓄積に立脚しながら、2003年の「リスボン戦略」の提起を受けて、欧州を2010年までに世界の最も競争力と活力に富み、経済成長と雇用創出が持続できる知識基盤型社会にするため、新たな産業技術開発の計画として策定されたものである²⁵。

このFP6においても、中小企業は積極的に位置づけられ、中小企業自体もまた研究パートナーにとって有益である、として、幅広く、充分、効率的に参画することの特別な必要性を強調している。そして、7つ優先領域（ライフサイエンス・ゲノム研究および健康のためのバイオテクノロジー、情報社会技術、ナノテクノロジーと微細科学、知能的な機能性材料、新しい製造プロセスとデバイス、航空宇宙、食品の品質と安全性、持続可能な発展と地球環境の変化およびエコシステム欧州知識基盤社会における市民と統治）の研究分野においても、中小企業に少なくとも15%、17億ユーロの予算を振り向け、また水平的な研究分野においても、4億3000万ユーロを投下するとしている。また、中小企

業の参加の方法についても、この統合計画の優先的な課題領域へは高度ネットワーク（Networks of Excellence）を通じて、また、各種の中小企業アソシエーションやグループへの参加など様々な方法が具体的に掲げられている。これらの事例は、技術計画が中小企業にとって受容可能なものである事を示しているだけでなく、現実に中小企業にとって広大な機会を提供していることを示している²⁶。

結びにかえて

以上、『EU小企業憲章』が提唱される前後のEUの中小企業政策に関する状況の変化、それを受けてのEU中小企業に関連する政策の展開と位置づけについて、政策策定の背景の分析に限定しながら検討を加えてきた。

EUそのものは、市場経済を基盤とした政策展開であるとはいえ、社会そのものの構造的な改革、すなわち「近代化」を目的とした「リスボン戦略」の方向に、小企業政策を包摂し、その結果多分に産業政策・科学技術政策としての側面も備えながら、多数派である中小企業に積極的な企業家精神の発揮という方向性をもたせ、その体系として結実したのが『EU小企業憲章』である、と言える。

同時に、社会政策としての課題の解決、という側面も兼ね備えながら、その克服の手段としても、そもそもの欧州の基盤で展開されていた科学技術の蓄積を生かし、それを知識基盤経済、ニューエコノミーを軸に展開していこうとする、ある意味で非常に意欲的な方向の中に中小企業を位置づけている点も特徴的なことである。

また、それをEU加盟国、ならびに加盟申請国も巻き込みながら、その進捗状況を個々の加盟国に課する事によって、EU全体の将来社会像の中に中小企業も位置づけ、特に、欧州レベルでの共同・ネットワークの構築とともに追及しているというのも付け加えられ

ねばならない特徴点であろう。

このようにその特徴点を整理すると、同時に、様々な課題も明らかになる。すなわち、ニューエコノミーという、主にアメリカの90年代以後の成長モデルが、果たしてどこまで有効であり、またそれが欧州においては、どのように現実化しうるのか、また、その展開可能性はどのようにありうるのか、という点である。とりわけ、2000年に入ってからITバブルの崩壊は、EUの大手情報・電気通信産業も巻き込んでおり、その中小企業への影響も踏まえた分析は、今後の事態の推移とともに分析されなければならない。

また、本稿では、『EU小企業憲章』の方向性についての検討を中心的な課題にしたため、地域クラスター、産業クラスターなどのこれまでの格差是正のような取り組みとの関係、また、クラフト産業のような特に欧州において重視された中小企業部門について、『EU小企業憲章』後の政策での位置付けについては分析できなかった。以上の点は、いずれも今後の課題である。

注

- 1 OECDでは、2000年6月に「ボローニャ宣言2000」(中小企業政策のボローニャ宣言)を提唱し、経済成長・雇用。地域経済の開発にとっての中小企業の重要性、企業家精神、グローバル化での技術革新、などの点から中小企業についての再認識を促している。日本では、1963年に制定された中小企業基本法が1999年に改正され、「機動性、柔軟性、創造性を発揮する日本経済のダイナミズムの源泉」として中小企業を位置づけ、「多様で活力ある独立した中小企業の育成発展」を政策理念に掲げ、これまでの格差問題の解決という中小企業に対する政策を進めてきたスタンスを大きく変更している。
- 2 EU中小企業の研究は、三井逸友氏の『EU欧州連合と中小企業政策』、白桃書房、1995年、が代表的なものである。

中小企業については、まず中小企業とは何か、という定義が必要になる。EUの場合には、その

定義そのものの作業が今日のEU経済構造の変化の中で検討され、1996年の委員会において中小企業の定義が確立されている。(1)中企業が従業員50人以上250人未満、売上高4,000万ユーロ以下または総資産額2,700万ユーロ以下、(2)小企業は、従業員10人以上50人未満、売上高700万ユーロ以下または総資産額500万ユーロ以下、零細企業は従業員が10人以下、と定めている。しかし、2003年にはこの定義も変更され、2005年から次のようなものが実施される。その変更点は、中企業の売上高を5000万ユーロ以下、そして総資産額を4,300万ユーロ以下に、小企業の売上高を1,000万ユーロ以下または、総資産額1,000万ユーロ以下に、そして零細企業には、売上高200万ユーロ以下、総資産200万以下という基準を新たに設けている。経過も含め詳しくは、EU Press Release, *EU Commission adopt a new definition of micro, small and medium enterprise in Europe*, 3 May 2003, より。

- 3 マリオ・モンティ著、田中素香訳『EU単一市場とヨーロッパの将来：モンティ報告』、東洋経済新報、1998年。
- 4 同上書、2-3頁。
- 5 同上書、5頁。
- 6 同上書、4頁。
- 7 同上書、107-8頁。
- 8 同上書、135-6頁。
- 9 EU Commission, *Green Paper on Innovation*, December 1995, pp24-25.
- 10 *Ibid*, p.5.
- 11 *Ibid*, p.5.
- 12 *Ibid*, pp24-25.
- 13 *Presidency Conclusions Lisbon European Council 23 and 24 March 2000*.
- 14 *Ibid*.
- 15 Communication from the Commission to the Council, the European Parliament, the Economic and Social Committee and the Committee of the Regions: *Social Policy Agenda*, COM(2000)379 final, Brussel, 28.6.2000, p.5.
- 16 *Ibid*, p.5.
- 17 EU Commission, Communication from the Commission to the Council, the European Parliament, the Economic and Social Committee and the Committee of the Regions: *Social Policy Agenda*, Brussels 28. June 2000, p.6.
- 18 *The European Charter of Small Business, 2000*, http://Europa.EU.int/comm/enterprise/enterprise_policy/charter/#European

- 19 *Ibid.*
- 20 日本においても同様なことが考えられるが、中小企業についての認識、特に(1)学者・経営コンサルタント、(2)政治家・役人、(3)ジャーナリズム、(4)銀行、(5)大企業などを含め、比較的社会的影响力の強い知的エリート層と言われる部分での中小企業の認識は、それ自体が問題のある中小企業分野の問題をさらに深刻化させる構造にある、という指摘と同様の問題であろう。例えば、清成忠男著『中小企業読本 [第3版]』、東洋経済新報社、1997年、の序章(4-6頁)にそのことが指摘されている。
- 21 *The European Carter of Small Business, 2000, op. cite.*
- 22 (財)中小企業総合研究機構訳編『ヨーロッパ中小企業白書第7年次報告2002』、同友館、2003年、258頁。
- 23 同上書、285-6頁。
- 24 三井逸友著、「中小企業政策における政策評価——EUでの経験から——」『会計検査研究』、(26)、2002年9月。この点は、各種EU文献を通じて感じられることであり、政策の理念と目標、その方法と担い手、必要な調査とその不十分点の自覚、そして適切な指標の選択、など、日本においても政策評価の導入が各種取り入れられつつあり、それを意識したものも散見するが、到達点の差が感じられる。そして、それ自体日本の政策展開のあり方の問題、ひいてはガバナンス、日本の意思決定方法などの問題の解明がブームになっていることと無関係ではないであろう。
- 25 ジェトロ・デュッセルドルフ・センターの川原誠氏が、「EUの産業技術開発政策の動向」(『jetro technology bulletin』、2003/8, No.449)において、このFP6の位置づけや歴史的な背景、他のEU研究開発活動との関係について簡潔に整理している。それを参照した。
- 26 EU SME Tech Web, *FP6 Rationale for SME*, http://sme.cordis.lu/research/fp6_support.cfm, 26 Sep.2004.